

福岡県公報

令和八年九月一日
第七百二十四号
増刊
①

目次

告示（第五百六十号）

○用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率等を定める区域
の指定と数値の決定の一部改正
（建築指導課）……………一

告示

福岡県告示第五百六十号

用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率等を定める区域の指定と数値の決定（平成十五年十二月福岡県告示第二千二百五十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年九月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

表中

市 行橋	町 荏田	町 豊津
（一）	（一）	（一）
都市計画法第五 条第一項に規定 する都市計画区 域のうち同法第 八条第一項第一 号に規定する用 途地域の指定の ない区域の全部	都市計画法第七 条第一項に規定 する市街化調整 区域の全部	都市計画法第五 条第一項に規定 する都市計画区 域の全部
二 分の 一 〇 〇	二 分の 一 〇 〇	二 分の 一 〇 〇
七 分の 一 〇 〇	六 分の 一 〇 〇	七 分の 一 〇 〇
五 一 ．	五 一 ．	五 一 ．
五 二 ．	五 二 ．	五 二 ．
土木事務所		

を

市 行橋	町 荏田
（一）	（一）
都市計画法第五 条第一項に規定 する都市計画区 域のうち同法第 八条第一項第一 号に規定する用 途地域の指定の ない区域の全部	都市計画法第七 条第一項に規定 する市街化調整 区域の全部
二 分の 一 〇 〇	二 分の 一 〇 〇
七 分の 一 〇 〇	六 分の 一 〇 〇
五 一 ．	五 一 ．
五 二 ．	五 二 ．
土木事務所	

に改める。